IEEJ NEWSLETTER

No.274

2026.7.1 発行

（月 1 回発行）

一般財団法人　日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長　理事　小林 良和

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0211　FAX: 03-5547-0223

目 次

0.　要旨 ― 今月号のポイント

〈エネルギー市場・政策動向〉

1.　石油・LNG 市場動向

2.　電力・原子力を巡る動向

3.　クリーンエネルギーを巡る動向

4.　気候変動・省エネ動向

〈地域ウォッチング〉

5.　欧米ウォッチング：物価高での中間選挙、データセンターも争点に

6.　中国ウォッチング：中東有事で見えたエネルギー危機管理

7.　中東ウォッチング：米・イランの覚書署名と残る火種

8.　ロシアウォッチング：石油インフラ攻撃の影響が国民生活に波及

〈編集長交代のお知らせ〉

0.　要旨 ― 今月号のポイント

1.　石油・LNG 市場動向

オーストラリアが LNG 輸出事業者を対象とする国内ガス市場供給義務制度案を発表、LNG 輸出への影響が注視される。アラスカ州では LNG プロジェクトの最新コスト見積が公表された。

2.　電力・原子力を巡る動向

2026 年度夏季の電力需給は、柏崎刈羽原発の再稼働や追加供給力の確保により改善し、安定供給に必要な予備率を確保できる見通しとなった。猛暑等のリスクには引き続き留意が必要である。

3.　クリーンエネルギーを巡る動向

日本は幹線輸送での水素利用拡大を図る「水素大動脈構想」を起点に官民連携で水素の社会実装を推進する。また、太陽光のパネルのリサイクルや環境影響評価について規制が強化される。

4.　気候変動・省エネ動向

欧州委員会は 2030 年以降の次期枠組みを見据えた EUETS のレビューを行っており、7 月 15 日に発表予定である。米国証券取引委員会は気候関連開示規則の全面撤回を提案した。

5.　欧米ウォッチング：物価高での中間選挙、データセンターも争点に

中間選挙を控え、トランプ大統領の支持率が続落している。依然コア支持層からの支持は高く選挙資金は潤沢だが、支持連合縮小の兆候もある。

6.　中国ウォッチング：中東有事で見えたエネルギー危機管理

中国は、今回の中東危機に対し、備蓄原油放出やロシアからの調達強化に加え、国内でサプライチェーンが完結する石炭に多面的な代替機能を担わせるなど、臨機応変に対応している。

7.　中東ウォッチング：米・イランの覚書署名と残る火種

米国とイランは 6 月 17 日、14 項目からなる覚書に署名し、約 4 カ月続いた戦争はひとまず終結した。他方で、核問題やホルムズ海峡の管理、レバノン情勢などをめぐる火種は残されている。

8.　ロシアウォッチング：石油インフラ攻撃の影響が国民生活に波及

ウクライナの石油インフラ攻撃によりロシアでは燃料供給が逼迫し、政府は石油製品の輸出制限や販売規制の強化を図っている。輸出は維持されているが、国内の供給制約は強まっている。

1. 石油・LNG 市場動向

アジア太平洋地域の主要な LNG 生産・ガス資源国・地域において、地元市場へのガス・LNG 供給をめぐる注目すべき動きが進展している。

日本向け最大の LNG 輸出国オーストラリアでは、5 月に国内市場供給義務制度案が発表された。同国が国際市場への LNG 安定供給を維持・発展させながら、自国市場への十分なガス供給も堅調に続ける基盤となる制度となるのか、6 月末を期限とするパブリックコメントの受付および法制化の動きが注目される。新制度案のポイントは、同国の制度としては初めて全国ベースでの LNG 輸出を対象としつつ、国内での地域市場間のガス制度や需給構造の違いを勘案して個々の国内市場供給義務量を調整するとしていることである。従来ウェスタンオーストラリア州（WA）で実施されている州内ガス供給留保政策では、LNG プロジェクトの期間全体を通じて、LNG 輸出量のおおむね 15%を国内供給に充てればよいとされている。今回の制度案は、20%を毎年国内供給に充てることを求め、その上で輸出の許可を与えるという、より厳しい内容となっている。同国国内向けガス供給確保の焦点となる東部地域の市場とパイプラインで連結していない WA 州、ノーザンテリトリー（NT）の LNG 輸出への影響には注視を要する。

米国アラスカ州の Alaska LNG プロジェクトは、アジア市場へのアクセスのよさが期待される一方で、初期からのコスト高、および建設開始後のさらなるコスト上昇がリスクとなる可能性がある。第 1 フェーズにおける同州内向けの供給のための同州縦断パイプライン、第 2 フェーズの LNG 生産設備等の最新コスト見積が、同プロジェクトへの税制優遇を審議する同州議会上院で明らかにされた。前記パイプライン・LNG プロジェクトまでの総コストは従来の 440 億ドルよりも高い 445 - 545 億ドルと発表された。同時に明らかにされた見積精度による振れ幅を織り込めば、最大 683 億米ドルと計算される。

東南アジア最大の LNG 輸出国マレーシアでは、5 月から 6 月にかけて、同国では 3 件目と 4 件目となる LNG 輸入基地計画が Petronas Gas / TNB 連合および Gas Malaysia / 東京ガス / VTTI 連合により発表された。両件とも、同国の既存の 2 受入基地と異なり、FSRU（LNG 浮体貯蔵・気化設備）を利用する構想である。

6 月 14 日の米国・イラン戦闘終結への覚書合意を受け、16 日の Brent 原油価格は 3 カ月ぶりに 80 ドル/バレルを下回った。両国は 17 日に覚書に署名したが、20 日にはイスラエルがレバノンへの攻撃を続けているとして、イランが再びホルムズ海峡の封鎖を宣言している。21 日には米国・イランの協議が実施されたものの、イラン核開発、イランの凍結資産の扱い、ホルムズ海峡管理体制、イスラエルのレバノン攻撃等、両国には多くの対立点が残っている。交渉期間中に米国・イランが最終合意できず、米国がイスラエルを抑えられない場合は、戦闘が再開するリスクがある。

（資源・燃料・エネルギー安全保障ユニット　上級スペシャリスト　橋本 裕）

2.　電力・原子力を巡る動向

昨今は、国内の電力需要の増加に加え、火力発電所の休廃止が進み、電力の安定供給確保が重要な政策課題となっている。当初 2025 年秋時点では、2026 年度夏季の電力需給は極めて厳しい見通しが示されていた。2025 年 10 月 31 日に開催した「第 3 回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会」では、発電所の長期補修停止や休止等が重なることにより、高需要期に厳しい気象条件が発生した場合、一部エリアで安定供給に最低限必要とされる予備率 3%を下回る可能性が示された。特に東京エリアについては、全国で最も厳しい需給状況が想定されており、2026 年 8 月の予備率はわずか 0.9%と見込まれていた。さらに、2026 年 3 月に電力広域的運営推進機関（広域機関）が公表した需給見通しでは、柏崎刈羽原子力発電所 6 号機（定格出力 135 万 kW）が営業運転に至ることを前提とした場合でも、東京エリアの予備率は 2.4%にとどまる見込みが示された（同機は東京エリアの予備率を約 2.2%押し上げる効果を有する）。

こうした当初の厳しい見方に対し、2026 年 5 月 20 日に開催された「第 6 回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会」では、2026 年度夏季の電力需給について、従来の月単位評価に加え、月内を前後半に細分化した需給検証が実施された。東京エリアについては、追加供給力公募（kW 公募）の落札結果が反映され、97.6 万 kW の追加供給力が確保された。その結果、全エリアにおいて 10 年に一度程度の厳しい暑さを想定した需要（猛暑 H1 需要）に対しても、安定供給に最低限必要とされる予備率 3%を確保できる見通しであることが確認された。この需給見通しを踏まえ、政府は 2026 年度夏季について事前の節電要請を実施しない方針を決定した。ただし、2026 年 5 月に公表された気象庁の 3 カ月予報では、全国的に平年より気温が高くなる見込みが示されており、猛暑による需要増加や大規模電源の計画外停止が発生した場合には、需給バランスが急速に悪化する可能性も残されている。

足元では中東情勢の変化等を背景として、燃料調達を取り巻く国際環境の不確実性が高まっている。このため、広域機関は、kWh モニタリング（発電用燃料の在庫量や調達状況を踏まえ、将来の電力量供給余力を確認する取組み）を前倒しで実施しているが、2026 年 5 月 15 日時点では、7 月に向けて概ね前年並みの燃料余力を確保できる見通しとされている。このほか、発電所の計画外停止防止に向けた設備管理の徹底や補修点検時期の調整、広域機関による kW・kWh モニタリングの実施、企業・家庭の省エネ対策の推進などの取組みが示されている。また、需給バランスがさらに厳しくなることが見込まれる場合には、追加供給力対策や電力需給ひっ迫注意報・警報を機動的に発動する方針も示されている。

以上のように、今夏の電力需給については、現時点では安定供給を確保できる見込みであるものの、猛暑や大規模な計画外停止などによる需給ひっ迫化の可能性は残っており、引き続き予断を許さない状況にあると言えよう。

（電力ユニット担任補佐　兼　電力グループマネージャー　大西 健一）

3.　クリーンエネルギーを巡る動向

国内では水素の社会実装を官民一体となって加速させる動きがみられている。水素バリューチェーン推進協議会（JH2A）は、「第 16 回水素・アンモニア政策小委員会」において、福島から福岡に至る幹線輸送において水素利用を拡大する「水素大動脈構想」を提案した。日本自動車工業会は、具体的な目標として、今後 10 年で、大型水素トラック 1,500 台相当（水素消費 7,500 トン／年）の導入、商用車に対応する水素ステーション 30 基の設置、水素価格 1,000 円／kg を掲げる。商用車は運用ルートが絞られるため、インフラ整備の見通しが立てやすい。同構想では、まずは水素トラックの活用を契機としてモビリティ分野で水素普及を図り、発電や製鉄など他産業への水素需要創出の波及効果を期待している。ただし、モビリティ分野の水素需要の規模は限られるため、発電用途のような大規模需要への展開には、より具体的な需要拡大の道筋を検討する必要がある。

同イニシアティブを後押しする政府もまた、6 月 4 日、「水素大動脈構想実現会議」を開催した。JH2A の 62 社・団体が参加し、水素需要の拡大に向けた取り組みとして「水素 1%調達宣言」を表明した。輸送、燃料、原料の 3 つの分野の調達においてそれぞれ 1%の水素活用を目標とする。

太陽光発電分野では、日本政府による規制が強化される。5 月 29 日、太陽光パネルのリサイクルを促す「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」が成立した。太陽光パネルについて、最終処分量の減量や資源の有効利用に向けたリサイクルの推進を目的とする。多量の太陽光パネルを廃棄しようとする事業者に対し、パネルの数量・重量や処分方法を記載した廃棄実施計画の提出を義務付ける。政府はこの廃棄実施計画が適切かどうかを別途省令で定める判断基準に基づいて審査し、著しく不十分と判断される場合は、計画変更や必要な措置を求める勧告、命令が出される。「多量」とする水準や判断基準の詳細は今秋から検討され、2027 年末までに施行される。

また 6 月 1 日に開催された「太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会」において、環境影響評価法の対象となる太陽光発電所の規模要件が見直された。環境影響評価が義務付けられる第 1 種事業は発電出力の要件を 4 万 kW 以上から 2 万 kW 以上へ、環境影響評価の要否を個別に判定する第 2 種事業は 3 万 kW 以上から 1.5 万 kW 以上へとそれぞれ引き下げ、影響評価の対象が拡大される。環境省は環境影響評価法の政令を改正して、2027 年中に施行する見通しである。

洋上風力の分野では、Global Wind Energy Council が 6 月 9 日に公表した「Global Offshore Wind Report 2026」によると、世界の 2025 年洋上風力発電設備容量は、新規で 9.3GW（このうち中国は 6.6GW）が設置され、累計で 92.5GW に達した。その一方で、中国を除く世界全体で、許認可を得ている約 25GW のプロジェクトが系統接続や入札結果待ちで最終投資決定に至っていない。洋上風力の迅速な導入のため、制度設計の改善、官民連携の強化、ファイナンス支援など政府の対策が求められる。

（クリーンエネルギーユニット　次世代エネルギーシステムグループ　主任研究員　松本 知子）

4. 気候変動・省エネ動向

欧州委員会は 2030 年以降の次期枠組みを見据えた EUETS のレビューを行っており、そのレビュー案が 7 月 15 日に発表される予定である。主な論点は、1990 年水準の排出量から 90%削減といった 2040 年目標の達成と産業競争力とのバランス、カーボンリーケージへの対応、直接空気回収（DAC）など炭素除去クレジットの導入、廃棄物部門や追加的な海運分野（総トン数 400～5,000GT の中小型船舶）など ETS 対象範囲の拡大、市場安定化リザーブ（Market Stability Reserve、MSR）の見直し、英国 ETS など他国 ETS とのリンクなど多岐に渡る。最大の争点は段階的に廃止される予定の無償排出枠の延長である。一部の報道では、企業が EU 域内で脱炭素投資を行うことを条件に、無償排出枠をより長く維持することや 2026 年から追加的な無償割当を認める暫定措置を検討していることなどが報じられている。一方、6 月 11 日、EU 諸国と欧州議会は、2028 年から本格運用の EUETS2（建物暖房や道路輸送の燃料を対象）の新しい炭素市場において排出枠価格が 45 ユーロを超えた場合、MSR から年間最大 8,000 万 tCO_2 の排出権を市場に供給することに合意した。ETS2 では炭素コストの燃料価格への転嫁による家計への影響が大きいと懸念されており、今次措置は排出枠価格を抑制するための対策である。

5 月 29 日、米国証券取引委員会（SEC）は気候関連開示規則を全面的に撤回する提案を発表した。バイデン前政権下で 2024 年 3 月に採択された同規則は、上場企業に対して温室効果ガス排出量、気候関連リスクとその管理体制、気候目標や移行計画、異常気象や自然災害などが財務諸表に及ぼす影響についての詳細な情報開示を求めていた。しかし、採択直後から「行き過ぎ」と「不十分」という両極からの複数の訴訟の対象となりこれまで発効されていなかった。米国商工会議所や共和党系州などは、「SEC には気候変動政策を規制する法的権限がない」、「企業に過大なコストを課す」と批判し、環境団体等は「Scope 3 排出量開示義務が含まれていない」「開示対象が限定的で、投資家が必要とする気候情報を十分に提供しない」と批判していた。2024 年 4 月、SEC は規制の効力を停止し、裁判所が最終判断を下すまで企業に適用しないことを決定した。政権交代後の 2025 年 3 月、SEC は法廷で同規則を防御することを放棄し、法廷での反論を止めたが、環境保護を支持する州らは SEC に代わって規則を擁護し、規則の無効化ではなく裁判手続を一時停止するよう求めた。同年 9 月、第 8 巡回区控訴裁判所は訴訟を一時保留し、SEC に対して規則の再検討を求めていたが、今回の規則全面撤回提案に至った。

6 月 15 日、中国国家発展改革委員会などは第 15 次五カ年計画（2026～2030）において産業部門の脱炭素政策の中核をなす重点分野の省エネ化・低炭素化に向けた 3 カ年計画（2026～2028）を発表した。同計画は、産業 9 業種（鉄鋼、アルミ、セメント、板ガラス、石油精製、エチレン、合成アンモニア、メタノール、石炭火力発電）を重点対象としている。2028 年末までに、省エネベンチマークを満たす生産能力の割合を平均で 20 ポイント引き上げ（石炭火力発電では 15 ポイントの引き上げ）を目指すと共に、エネルギー効率の基準レベルを下回る生産能力をほぼゼロにし、累計で標準石炭換算 1 億トン以上の省エネと 2 億トン以上の CO_2 排出削減を目指している。

（環境ユニット　省エネルギーグループマネージャー　金 星姫）

5.　欧米ウォッチング：物価高での中間選挙、データセンターも争点に

中間選挙が 4 カ月後に迫るなか、トランプ大統領の支持率が続落している。2025 年 1 月の 2 期目就任時には支持率は約 49%で、1 期目任期中のどの瞬間よりも高かったが、2026 年 6 月 20 日時点で支持は 40.4%、不支持 57.5%であった。Economist/YouGov 調査によれば、目下のところ米国の有権者が重視する争点はインフレが 31%、経済雇用が 16%、医療保険と移民が 8%で並び、安全保障は 4%、外交は 1%となっている。その最重要の経済面では、関税政策への支持率は 32%であった。対外政策への支持は 38%だが、イラン問題に限ると 34%となる。イランがミサイル開発を断念すべきと回答したのは 53%、核兵器開発を放棄すべきと回答したのは 67%、6 月 17 日に署名された合意が守られ戦争終結に向かうとの展望を抱けない有権者は 81%にのぼり、対イラン攻撃を 26%が正しい判断、54%が誤った判断と評価している。

分断の深まる現在の米国社会で、これらの数字にはどの程度の説明力があるだろうか。というのも、2026 年 5 月上旬時点で、トランプ大統領のコアな支持基盤である MAGA 派の間では、支持率は依然 94%の高水準にある。また 2026 年 6 月の時点で、共和党支持層の 71%が共和党候補者に投票すると決めているが、MAGA 派の間ではこの比率が 87%に達する、との調査もある。

その一方で、MAGA「連合」が縮小する兆候もある。MAGA 派の中核となる非大卒白人や農村部の有権者層では、トランプ政権の経済政策とイラン問題では不支持が 6 割を占めるものの、移民問題では過半の支持が得られている。これに対し、2024 年にトランプ陣営が取り込んだ若年層とヒスパニック系では、経済、移民、イラン問題のいずれも不支持が支持を大幅に上回っている。

目を引くのは、トランプ大統領を支持する政治活動委員会（PAC）が民主党側、共和党側両方の PAC の中でも群を抜く巨額の資金を集めている点である。政策面で充分な成果を十分に示せない中でも豊富な資金力で選挙戦を勝ち抜くことができるのか、注目される。

なお今回の中間選挙では、激戦区 69 選挙区のうち 40 区でデータセンターの建設計画または建設工事が進められている。データセンター建設は各地域で、電気料金の高騰、水使用量の増加、農地の利用、そしてハイテク産業の影響力拡大に対する反対運動を引き起こしている。政権は今年 3 月に、一般消費者への経済的打撃を最小限に抑えるため、データセンターに自社で電力を供給することを柱とする拘束力のない合意をテクノロジー企業と発表したが、カリフォルニア、ミシガン、ネバダ、ウィスコンシン、メリーランド、ユタ、オハイオの各州では、連邦議会選挙と同日に、州における建設禁止ないし何らかの規制を求める住民投票が提起されている。米国においてデータセンター建設が進み電力需要が増大するという傾向には変化はないが、消費者保護政策が強化され、審査期間が長期化したり費用配分が変化する結果として、データセンターの立地の偏在が拡大することが考えられる。

（客員研究員、武蔵野大学　法学部　准教授　杉野 綾子）

6.　中国ウォッチング：中東有事で見えたエネルギー危機管理

2026 年の中東情勢緊迫に伴う海上輸送路のリスクは、中国のエネルギー海外依存の脆弱性を浮き彫りにした。原油の約 7 割、天然ガスの約 4 割を輸入に依存する中国にとって、海上ルートの不確実性は経済安全保障上の最大の懸念である。しかし、中国はこの危機に対し調達パターンや国内資源の利用を柔軟に調整することで影響をコントロールしようとしている。

原油については、ロシアからの調達強化、国家備蓄の放出や精製設備・製品出荷を機敏に調整することで途絶分を賄っており、国際市場からの調達を柔軟に変化させることで、国際市況のボラティリティを実質的に抑制する中国の動きを「スイング・インポーター」として評価する報道もみられる。天然ガスについては、輸入の約 6 割を LNG に依存し、その 3 割相当を中東に頼っていたが、ロシアからのパイプラインによる調達拡大を進めている。ただし、新規パイプラインプロジェクトの「シベリアの力 2」の交渉は難航しており、中長期での輸入拡大は不透明な状況となっている。

こうした石油・天然ガスの調達面での対応に加え、中国政府は外的要因への対応力が高い「国内炭」へのシフトを国家主導で推進している。石炭は、再エネ拡大に伴う系統安定化に留まらず「外的ショック時におけるガス・原油の代替」というエネルギー安全保障上の役割をも担う。実際に、今回の天然ガス代替として急増した発電要請に対し、大きな混乱なく一般炭の供給が対応できている事実は見逃せない。これは、もともと一般炭の在庫が高水準であったことに加え、原油やガスの在庫がタンクなどのインフラに制約されるのに比べ、石炭は貯蔵がしやすく、サプライチェーンの各所で在庫量を調整できる「固体燃料特有の貯蔵柔軟性」を有していることが大きい。この特性が、突発的な需給変動を吸収する強力なバッファーとして機能している。

ただし、国内炭供給も必ずしも盤石ではない。今年 5 月に山西省の留神峪炭鉱で発生した深刻なガス爆発事故を受け、国務院はこれを「特別重大事故」に指定し 2026 年 7 月施行の新基準に基づく全国一斉の厳格な安全点検を実施している。このため一時的に石炭生産全体が落ち込み、原料炭では国内先物価格の急騰を招いている。夏季需要のピークに向け国内炭供給制約が長期化すれば、在庫減少が進めば輸入炭需要急増の可能性もあり、国際マーケットへの影響も懸念される。

以上を踏まえると、中国が、今回の地政学的リスク事象による経済的なダメージを緩和できている背景には、危機に応じて石油や天然ガスの調達パターンをダイナミックに変化させることができる中国の柔軟性と、それを下支えする国内炭の多機能的な代替力、そして原油やガスに比べ在庫管理の面で圧倒的に高い柔軟性を持つ石炭サプライチェーンの強靭さが見逃せない。中国でも、長期的に石炭が減少に向かう方向性に変わりはないが、現代の地政学情勢下において、この柔軟なシステムの中核である石炭への依存構造を短期的に大きく縮小させることは難しく、今後もエネルギー安全保障の「最後の砦」として構造的に維持され続けると言えよう。

（資源・燃料・エネルギー安全保障ユニット　石油・石炭・鉱物資源グループ　研究主幹　高橋 禎明）

7.　中東ウォッチング：米・イランの覚書署名と残る火種

米国とイランは 6 月 17 日、パキスタンの仲介により 14 項目からなる覚書に署名し、2 月 28 日から続いたイラン戦争はひとまず終結を迎えた。覚書の署名により、ホルムズ海峡の封鎖解除と安全航行の早期回復に期待が高まる一方で、両国間の交渉そのものは続く予定で、覚書内容の履行をめぐり様々な火種が残されている。

覚書は主に①戦争終結、②ホルムズ海峡の航行正常化、③イラン経済復興、④対イラン制裁解除、⑤核問題の管理、という 5 つの柱からなる包括的な政治合意である。他方で、両国の間で最も重要な論点であった核問題の対応や制裁解除の条件などの具体的内容は、今後 60 日以内の交渉に委ねられている。さらに、ホルムズ海峡の管理にイランが関与する余地が残されているほか、イラン復興と経済開発のための資金をどのように確保するのか、そもそもの前提である停戦合意の持続性など、覚書が忠実に履行される保証はないと言える。イランは原油や石油製品などの輸出で制裁の適用除外を受けるため、同国に有利な条件も散見される。

目下、両国は最終的な合意に向けて交渉を続けているが、今後の交渉を左右しかねない点を 3 つ指摘できる。第一に、レバノンをめぐるイラン・イスラエル対立である。イスラエルはイランの代理勢力であるヒズボラの再建を阻止し、同国に圧力をかけるためにレバノン攻撃を継続してきた。覚書の第 1 項に「レバノンを含むすべての前線での軍事行動を即時かつ恒久的に終了することを宣言する」とあるのは、イランは米国にイスラエルの行動を監視し、責任を負わせる意図があったと考えられる。米国が覚書の最終合意実現に真剣であれば、より強い圧力がイスラエルにかけられるだろう。

第二に、イランの軍事行動再開と代理勢力の活発化の危険性である。前述の通り、覚書の具体的内容については今後の交渉に残されており、交渉そのものが誠実に続けられるのか不透明感は残る。その不透明感の背景とは、トランプ大統領の予測不可能な言動や、イスラエルによる交渉妨害である。イランはイラクのシーア派民兵勢力やイエメンのフーシー派との関係を維持しており、仮に軍事衝突が再開しそうになれば、湾岸諸国や紅海、バーブルマンデブ海峡周辺に圧力をかけることができる。実際、フーシー派は 6 月に紅海におけるイスラエル関係船舶の航行禁止を宣言した。

第三に、米国とイスラエルの温度差である。トランプ大統領が覚書に同意した背景には、ホルムズ海峡封鎖による世界経済への影響、軍事的勝利から政治的決着への転換、中間選挙を控えて外交成果を演出する狙いがある。一方、イスラエルのネタニヤフ首相は交渉の蚊帳の外に置かれたことを不満に感じており、レバノン攻撃の継続についてもトランプ大統領と対立している。10 月に議会選挙を控えるネタニヤフ首相にとって覚書の実現は必ずしも政治的な利益にはならず、交渉を妨害する動機は残る。

したがって、今後 60 日間の交渉を楽観視することは難しく、交渉が決裂すれば軍事衝突やホルムズ海峡の再封鎖へ発展する可能性も否定できない。湾岸諸国からのエネルギー供給の安定化にも時間を要するだろう。米国とイランが建設的かつ現実的な妥協点を見いだせるよう、地域・国際社会による継続的支援が求められる。

（中東研究センター　研究主幹　堀抜 功二）

8.　ロシアウォッチング：石油インフラ攻撃の影響が国民生活に波及

中東危機下において油価が高騰し、対ロシア制裁が一部緩和されるなど、ロシアは一定の恩恵を得ていると目される。しかし、製油所・石油ターミナルなど石油インフラに対するウクライナによる激しい攻撃が、ロシアの石油精製・輸出能力をさらに制約している。ロシア政府は、石油製品の国内市場への供給を優先し、石油製品輸出の減少を原油輸出の増加によって補い、輸出収入の大幅な減少を回避しようとしている。

IEA の石油市場報告（6 月号）によれば、2025 年 5 月のロシアの原油・石油製品の輸出量は約 740 万バレル／日と、前年同月比でわずか 2 万バレル／日の減少にとどまり、ほぼ横ばいであった。足元の原油価格の下落を受け、原油・石油製品の輸出収入は前月比でみれば 7.1 億ドル減少し、208 億ドルとなったものの、前年同月比では 81.8 億ドルの大幅増加であり、依然として高水準にある。また原油輸出量に限ると、5 月は前年同月比で 49 万バレル／日増、前月比でも 14 万バレル／日増となり、2022 年の水準まで回復した。

そのような中、Druzhba 原油パイプラインを利用したトランジット輸送において、不確実性が高まっている。ロシアは、5 月 1 日からカザフスタン産原油のドイツ PCK 製油所向け輸送を技術的理由により停止する意向を明らかにした。同製油所は、処理能力 24 万バレル／日で、ベルリンおよびブランデンブルグ州に石油製品を供給する。しかし、ドイツ連邦経済・エネルギー省は、このロシアの行動によってドイツにおける石油製品の供給安定性が脅かされることはないとしており（4/22 付 DW）、カザフスタン・エネルギー相は、技術的理由が解消するまで約 26 万トンを代替ルートで輸送する方針だ。今回のロシアの行動は動機や事実関係が不明瞭で、得られた結果も合理性を欠くように思われる。

農繁期にもかかわらずロシア国内では燃料供給不足が深刻化し、ロシア政府は石油製品の輸出・販売の制限、低品質燃料の販売容認などの措置を通じて国内供給の確保を急いでいる。石油製品輸出に関しては、ガソリンやジェット燃料に続き、軽油についても非生産者（商社、タンク会社、その他仲介業者）を対象とした輸出の一部禁止から「全面禁止」を含む追加措置が検討されている。また、6/15 付 Kommersant によれば、2025 年秋以降、ロシア当局は一部製油所に対し、本来より低品質な燃料（Euro-3 基準相当）を高品質燃料（Euro-5 基準相当）として販売することを許容している。緩和後の基準は、硫黄含有量が欧州基準の約 15 倍あり、高品質燃料に対応した車両に悪影響を及ぼす可能性がある。

石油製品供給制約によって製品の販売制限も行われており、国内各地では、ガソリン・軽油の品切れによってガソリンスタンドでは長蛇の列ができる地域もみられている。特にロシア南部では石油製品の供給不足に対し消費者のパニック買いも報じられている。ウクライナによる石油インフラ攻撃は、ロシアの石油貿易構造を変化させ、経済・財政から国民生活にまで影響を及ぼしており、引き続き注視が必要である。

（資源・燃料・エネルギー安全保障ユニット　国際情勢分析第 1 グループマネージャー
兼　国際情勢分析第 2 グループマネージャー　栗田 抄苗）

〈編集長交代のお知らせ〉

今月号より IEEJ NEWSLETTER の編集長が、小山堅（前・専務理事）から小林良和（理事）に交代いたしました。

新編集長の下、今後とも、IEEJ NEWSLETTER の一層の内容充実を図って参りますので、引き続きご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。